

(別添1)

優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）の一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>1. 規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(4) 規則第5条第7号 <u>自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士（以下「整備士」という。）の数及びその工具中に占める割合（別紙により判定すること。）</u></p>	<p>1. 規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(4) 規則第5条第7号 <u>自動車整備士の数及びその工具中に占める割合（別紙により判定すること。）</u></p>

別紙

第1表 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 要目	整備工場		備考
			一種整備工場	二種整備工場	
A	1	工具数	10人以上	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車夕イヤ整備士、自動車電気装璜整備士及び自動車車体整備士を除く。）

別紙

第1表 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 要目	整備工場		備考
			一種整備工場	二種整備工場	
A	1	工具数	10人以上	5人以上	
	2	整備士数	4人以上	2人以上	自動車工のうち整備士数

の敷		自動車工の数に対する整備士数の割合	
3	整備士保有率	1/3以上	1/3以上
1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則第4条に基づき整備作業場及び点検作業場の面積が1.6以上	道路運送車両法施行規則第4条に基づき整備作業場及び点検作業場の面積が1.6以上
2	その他の作業場	◎	◎
3	車両置場	a × 0.3以上	a × 0.3以上
4	完成検査場	◎	◎
1	卓上ボール盤	○	○
2	シャシ・ルブリケータ	○	○
3	オイル・パケットポンプ	○	○
4	ホイール・バランサ	○	○
5	フリー・ローラ	△	△
1	バルブ・シート・グラインダ	○	○
2	バルブ・リフエーサ	○	○
3	バルブ・リフト	○	○
4	シリンド・ゲージ	○	○
5	コンロッド・ブ	○	○

の敷		自動車工の数に対する整備士数の割合	
3	整備士保有率	1/3以上	1/3以上
1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則第4条に基づき整備作業場及び点検作業場の面積が1.6以上	道路運送車両法施行規則第4条に基づき整備作業場及び点検作業場の面積が1.6以上
2	その他の作業場	◎	◎
3	車両置場	a × 0.3以上	a × 0.3以上
4	完成検査場	◎	◎
1	卓上ボール盤	○	○
2	シャシ・ルブリケータ	○	○
3	オイル・パケットポンプ	○	○
4	ホイール・バランサ	○	○
5	フリー・ローラ	△	△
1	バルブ・シート・グラインダ	○	○
2	バルブ・リフエーサ	○	○
3	バルブ・リフト	○	○
4	シリンド・ゲージ	○	○
5	コンロッド・ブ	○	○

整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電装 置整備士及び自動車車体整備士を除く。				
1	原動機分解組立作業場	20m ² 以上	原動機分解組立作業場	20m ² 以上
2	原動機部品整備作業場	60m ² 以上	原動機部品整備作業場	60m ² 以上
3	その他の屋内作業場	◎	その他の屋内作業場	◎
4	受注品置場	a × 0.1 以上	受注品置場	a × 0.1 以上
B				
5	屋内完成検査場	◎	屋内完成検査場	◎
6	洗浄場	◎	洗浄場	◎
1	シリンドラ・ポーリング マシン	○	シリンドラ・ポーリング マシン	○
2	シリンドラ・ホーニング マシン	○	シリンドラ・ホーニング マシン	○
3	サーフェース・グライ ンダ	○	サーフェース・グライ ンダ	○
4	クラックシヤフト・グ ラインダ	○	クラックシヤフト・グ ラインダ	○
5	ライン・ポーリング・ マシン	○	ライン・ポーリング・ マシン	○
6	コンロッド・グライ ンダ	○	コンロッド・グライ ンダ	○
7	ピンホール・ホーニン グ・マシン	○	ピンホール・ホーニン グ・マシン	○
8	バルブ・シート・グラ インダ	○	バルブ・シート・グラ インダ	○
9	バルブ・リフエーサ	○	バルブ・リフエーサ	○
1	旋盤	○	旋盤	○
2	ボール盤	○	ボール盤	○
3	プレス	○	プレス	○
D				
1	パイプ	○	パイプ	○
2	チェーン・ブロック	○	チェーン・ブロック	○
3	作業台	○	作業台	○
E				
4	部品洗浄槽	○	部品洗浄槽	○

整備士を除く。				
1	原動機分解組立作業場	20m ² 以上	原動機分解組立作業場	20m ² 以上
2	原動機部品整備作業場	60m ² 以上	原動機部品整備作業場	60m ² 以上
3	その他の屋内作業場	◎	その他の屋内作業場	◎
4	受注品置場	a × 0.1 以上	受注品置場	a × 0.1 以上
B				
5	屋内完成検査場	◎	屋内完成検査場	◎
6	洗浄場	◎	洗浄場	◎
1	シリンドラ・ポーリング マシン	○	シリンドラ・ポーリング マシン	○
2	シリンドラ・ホーニング マシン	○	シリンドラ・ホーニング マシン	○
3	サーフェース・グライ ンダ	○	サーフェース・グライ ンダ	○
4	クラックシヤフト・グ ラインダ	○	クラックシヤフト・グ ラインダ	○
5	ライン・ポーリング・ マシン	○	ライン・ポーリング・ マシン	○
6	コンロッド・グライ ンダ	○	コンロッド・グライ ンダ	○
7	ピンホール・ホーニン グ・マシン	○	ピンホール・ホーニン グ・マシン	○
8	バルブ・シート・グラ インダ	○	バルブ・シート・グラ インダ	○
9	バルブ・リフエーサ	○	バルブ・リフエーサ	○
1	旋盤	○	旋盤	○
2	ボール盤	○	ボール盤	○
3	プレス	○	プレス	○
D				
1	パイプ	○	パイプ	○
2	チェーン・ブロック	○	チェーン・ブロック	○
3	作業台	○	作業台	○
E				
4	部品洗浄槽	○	部品洗浄槽	○

5	エア・コンプレッサ	0	もの
6	洗浄機器	0	スチーム・クリーナ、カーワッシナー等
7	運搬機器	0	原動機の運転が容易にできるもの
1	シリンダ・ゲージ	0	
2	マイクロ・メータ	0	
3	ダイヤル・ゲージ	0	
4	ノギス	0	最大測定値が150ミリメートル以上、単位目盛が脚尺利用で0.05ミリメートル(1/20ミリメートル)以下のもの
5	シツクネス・ゲージ	0	長さ75ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わされているもの
6	ワイラ・ゲージ	0	長さ230ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わされているもの
7	直定規	0	断面の幅が5ミリメートル以上で高さ25ミリメートル以上、長さ500ミリメートル以上のもの
8	定盤	0	縦450ミリメートル、横600ミリメートル以上のもの
9	表面アラサ測定機	0	JIS-0659表面アラサ標準片でもよい。
10	コンロッド・アライナ	0	
11	ノズル・テスト	0	
12	コンプレッション・ゲージ	0	
13	エンジン・タコ・テスト	0	
14	パキエーム・ゲージ	0	
15	タイミンク・ライト	0	ガソリン車用のもの
16	バルブ・スプリング・テスト	0	
17	温度計	0	
18	燃料消費計	0	
1	バルブシート・カツタ	0	
2	トルク・レンチ	0	クランク軸の軸受締付ボルト、コンロッド大端ボルト及びシリンダヘッド・ボルト等の締付トルクの測定ができるもの。
3	作業用工具	0	原動機の分解、組立作業及び部品の脱着作業等に必要なもの(特殊工具を含む)
4	バルブ・リフト	0	
5	ベアリング・レース・	0	

5	エア・コンプレッサ	0	もの
6	洗浄機器	0	スチーム・クリーナ、カーワッシナー等
7	運搬機器	0	原動機の運転が容易にできるもの
1	シリンダ・ゲージ	0	
2	マイクロ・メータ	0	
3	ダイヤル・ゲージ	0	
4	ノギス	0	最大測定値が150ミリメートル以上、単位目盛が脚尺利用で0.05ミリメートル(1/20ミリメートル)以下のもの
5	シツクネス・ゲージ	0	長さ75ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わされているもの
6	ワイラ・ゲージ	0	長さ230ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わされているもの
7	直定規	0	断面の幅が5ミリメートル以上で高さ25ミリメートル以上、長さ500ミリメートル以上のもの
8	定盤	0	縦450ミリメートル、横600ミリメートル以上のもの
9	表面アラサ測定機	0	JIS-0659表面アラサ標準片でもよい。
10	コンロッド・アライナ	0	
11	ノズル・テスト	0	
12	コンプレッション・ゲージ	0	
13	エンジン・タコ・テスト	0	
14	パキエーム・ゲージ	0	
15	タイミンク・ライト	0	ガソリン車用のもの
16	バルブ・スプリング・テスト	0	
17	温度計	0	
18	燃料消費計	0	
1	バルブシート・カツタ	0	
2	トルク・レンチ	0	クランク軸の軸受締付ボルト、コンロッド大端ボルト及びシリンダヘッド・ボルト等の締付トルクの測定ができるもの。
3	作業用工具	0	原動機の分解、組立作業及び部品の脱着作業等に必要なもの(特殊工具を含む)
4	バルブ・リフト	0	
5	ベアリング・レース・	0	

プーラ	
6	ギヤ・プーラ
1	亀裂点検査装置 磁気探傷器、けい光探傷器、染色探傷器または、いぶし検査用具（ガスバーナ又はトーチランプ）など。
2	水圧検査装置 加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
3	噴射ポンプ・テスタ
4	原動機試験装置 水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

(注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していないければならない。
2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

プーラ			
6	ギヤ・プーラ	○	
1	亀裂点検査装置 磁気探傷器、けい光探傷器、染色探傷器または、いぶし検査用具（ガスバーナ又はトーチランプ）など。	○	
2	水圧検査装置 加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。	○	
3	噴射ポンプ・テスタ	○	
4	原動機試験装置 水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの	○	

(注) 1. ◎印は、作業を行うために必要とする十分な面積を有していないければならない。
2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。